

八代市地域公共交通計画策定調査業務に係る企画提案競技実施要領（案）

1 目的

本要領は「八代市地域公共交通計画策定調査業務」を受託する事業者を選定するために、提案の応募等について必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名称 八代市地域公共交通計画策定調査業務
- (2) 業務内容 別紙「八代市地域公共交通計画策定調査業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成27年3月20日まで
- (4) 委託金額 9,320,000円以内（税抜き）

3 委託者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

4 参加資格

- (1) 九州内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定・調査研究を業として行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書等の提出期限において、八代市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 平成21年度以降に、当該類似業務実績があること。

5 選定スケジュール

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 公募開始（市ホームページ掲載） | 平成26年4月17日（木）午後 |
| (2) 質問の受付締切り | 平成26年4月30日（金）正午 |
| (3) 企画提案書等の提出締切り | 平成26年5月 9日（金）正午 |
| (4) 第1次審査及び結果の通知 | 平成26年5月13日（火） |
| (5) 第2次審査 | 平成26年5月20日（火）を予定 |
| (6) 第2次審査結果の通知 | 平成26年5月22日（木）を予定 |
| (7) 契約締結 | 平成26年5月23日（金）以降 |

6 実施要項等の配布

企画提案書、実施要項等の公募に関する資料、様式等は八代市ホームページからダウンロードしてください。

■ 八代市ホームページ <http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>

【トップページの『新着情報』又は『仕事・産業情報』→「契約・入札」→『おしらせ』】

7 質問の受付及び回答

実施要項等について質問がある場合は、電子メールで次のとおり受け付けます。

(1) 質問の受付

- ①提出書類質問書（様式 1）
- ②提出期限 平成 26 年 4 月 30 日（金）正午必着
- ③提出方法 電子メール（口頭による質問は受け付けない。）
- ④提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(2) 質問に対する回答

提出された質問に対する個別回答は行わず、八代市のホームページ（実施要項等の配布先と同ページ）において、質問者を特定できなくした上で、質問及び回答を随時公開する。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類は次に掲げる書式により提案すること。

提出書類		内容、留意事項等	様式
1	企画提案書提出届	様式にしたがい記載する。	様式 2
2	企画提案書	別紙「八代市公共交通計画策定調査業務仕様書」の業務内容（１）～（６）の業務ごとに提案内容を作成する。	任意
3	提案者の概要	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
4	業務工程表	履行期間中の業務スケジュール	任意
5	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式 3
6	受託業務実績	類似業務の受託実績について記載する。	様式 4
7	見積書	業務内容ごとに積算の基礎（内訳）を記載すること。	任意

(2) 作成要領 提出書類は、A4 版（縦横問わず）で統一して作成すること。提案内容本文の文字サイズは、11 ポイント以上とすること。（作成済みのパンフレット等を除く。）

- (3) 提出部数 12 部（正本 1 部、副本 11 部（複写可））
- (4) 提出期限 平成 26 年 5 月 9 日（金）正午必着
- (5) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
- (6) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2) 審査体制及び審査方法

企画提案の審査は「八代市地域公共交通計画策定調査業務企画提案選考委員会（以下、「選考委員会」という）」を設置し、「審査基準」に基づき第 1 次審査（書類審査）及び第 2 次審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、委託事業者を選定する。

ただし、提示金額が委託料を超えている場合はその企画提案書は審査から除外する。

10 第1次審査（書類審査）

（1）審査内容

「審査基準」に基づき、企画提案書等の提出が6者以上の場合には、選考委員会事務局において企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、第2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）参加事業者を5者程度選定する。なお、6者に満たない場合は参加資格審査のみを行うものとする。

（2）審査結果

審査結果は、平成26年5月13日（火）までに企画提案書提出届に記載された電子メールアドレス宛に通知する。

11 第2次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

（1）実施日

平成26年5月20日（火）を予定

※ 実施日、開始時間、会場等の詳細は第1次審査の結果通知と併せて通知する。

（2）出席者

3名以内とし、プレゼンテーションを行なう者は本業務に携わる管理責任者とする。

※管理責任者とは、建設業法でいう主任技術者に相当するものとする。

（3）審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション（20分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（15分以内）を実施し、「審査基準」に基づき行う評価の最高得点者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。なお、第2次審査は、第1次審査の結果を考慮しない。

（4）審査結果

審査結果は、平成26年5月22日（木）までに第2次審査参加事業者に対し企画提案書提出届に記載された電子メールアドレス宛に通知する予定。

（5）優先交渉権

（3）の審査により優先交渉権者として選定された提案者と、契約締結の交渉を行う。

ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該交渉が不調のときは、（3）の審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

（6）その他

スクリーン及びホワイトボードは、第2次審査の会場に用意する。その他の機器（パソコン・プロジェクター等）は持参すること。

12 企画提案書等の取扱い

（1）提出された企画提案書等は、返却しない。

（2）提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。

（3）提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用

しない。

1 3 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (8) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式 5）を提出すること。

1 4 事務局（問い合わせ先）

所在地 〒 8 6 6－8 6 0 1 熊本県八代市松江城町 1－2 5
担当部署 八代市地域公共交通会議事務局
 八代市企画振興部企画政策課内（本庁舎 2 階）
担当者 草西、坂本
電話番号 0 9 6 5－3 3－4 1 0 4（直通）
FAX 0 9 6 5－3 2－8 9 4 4
電子メール kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

審査基準

第 1 次審査（書類審査）

評価項目		評価基準	配点
1	業務内容、実施手法及びスケジュール	・仕様書記載の業務内容について全て提案がされているか。 ・趣旨を理解し、適切な提案が示されているか。 ・業務方法、調査、分析及び評価は妥当か。 ・作業工程は妥当で無理のない計画か。	5 0
2	実施体制	・業務を遂行するための実施体制は妥当か。	2 0
3	受託実績	・同種又は類似業務の実績はどの程度あるか。	2 0
4	見積額		1 0

第 2 次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

評価項目		評価基準	配点
1	事業者の意欲、熱意	・業務に対する取組意欲が高く、熱意が感じられるか。	1 0
2	業務内容、実施手法及び有効性	・仕様書記載の業務内容について全て提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。 ・業務方法、調査、分析及び評価は妥当か。 ・業務内容及び業務方法について独自の有効的な提案がされているか。	6 0
3	作業計画の妥当性	・業務の工程管理は工夫され、実行性の高い設計となっているか。	1 0
4	業務遂行技術力	・業務を遂行するために必要な知識と経験を有する人材が配置され、同種又は類似業務の実績やノウハウはあるか。	2 0